



島根県報

平成28年3月18日（金）

第2,785号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を 改正する規則	（障がい福祉課）	2
島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則	（畜産課）	2
島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	（建築住宅課）	3

【告 示】

救急病院の認定	（医療政策課）	3
島根県青少年の健全な育成に関する条例第6条第2項第3号の規定による図書類 の製作又は販売を行う者で構成する団体の指定	（青少年家庭課）	3
解除予定保安林	（森林整備課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	（中小企業課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	（ 〃 ）	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	（ 〃 ）	7
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	7
公有水面埋立ての免許	（港湾空港課）	7
急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	（砂防課）	11

【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧	（中小企業課）	12
--------------------------	---------	----

【監査告示】

島根県監査委員処務規程の一部改正		12
------------------	--	----

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警察本部）	12
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改 正する規則	（ 〃 ）	14
島根県公安委員会審査請求手続規則	（ 〃 ）	15

【公安告示】

空港保安警備業務1級検定及び空港保安警備業務2級検定の実施	（警察本部）	16
-------------------------------	--------	----

公布された条例等のあらまし

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（規則第4号）

1 規則の概要

行政不服審査法の施行に伴う様式の整理

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則（規則第5号）

1 規則の概要

設備機器の貸付料の新設（第9条・別表・様式第1号・様式第2号関係）

設備機器の種類	貸付料の額	
受精卵処理装置（実体顕微鏡、クリーンベンチ、記録保存システム、プログラムフリーザー及びマルチガスCO ₂ インキュベータ）	1回につき	6,750円

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

1 規則の概要

行政不服審査法の施行に伴う様式の整理

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

規

則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第6号注意事項8中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第5号

島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則

島根県畜産技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「という。）」の次に「又は回数」を加える。

別表に次のように加える。

受精卵処理装置（実体顕微鏡、クリーンベンチ、記録保存システム、プログラムフリーザー及びマルチガスCO ₂ インキュベータ）	1回につき	6,750円
--	-------	--------

様式第1号及び様式第2号中「時間」を「時間・回」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第6号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第29号中「60日」を「3か月」に改め、「行政不服審査法第4条の規定により」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第185号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	平成28年3月26日から 平成31年3月25日まで
六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市368番地4	平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで

島根県告示第186号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第2項第3号の規定により、次の団体を図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体として指定したので、同条例第27条の規定により告示する。

平成28年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

団 体 の 名 称	団体が、図書類について青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることが不相当であると認めた場合において、その旨を一般に周知する方法
一般社団法人日本コンテンツ審査センター	<p>次の例により、図書類の表面に印刷すること、及びその包装の表面に印刷したものを貼り付けることにより表示する。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;">   </div>

島根県告示第187号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市弥栄町小坂1117-36
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第188号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ひまり大庭店・バースデイ大庭店・セリア大庭ショッピングタウン店・ドラッグストアウェルネス大庭店
島根県松江市大庭町宇竜谷土地区画整理事業3街区
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮 貴司 島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1
株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
J A 三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行 東京都中央区銀座八丁目13番1号

芙蓉総合リース株式会社 取締役社長 佐藤 隆 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ひまり大庭店・パースデイ大庭店・店舗A・ドラッグストアウェルネス大庭店

(変更後) ひまり大庭店・パースデイ大庭店・セリア大庭ショッピングタウン店・ドラッグストアウェルネス大庭店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮 貴司 島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

株式会社セリア 代表取締役社長 河合 映治 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

株式会社ウェルネス湖北 代表取締役社長 村上 正一 島根県松江市乃白町2061番地

(変更後) 株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮 貴司 島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

株式会社セリア 代表取締役社長 河合 映治 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市中区八丁堀11番8号

(4) 変更の年月日

(3)ア：平成27年10月1日

(3)イ：平成27年8月16日

2 届出年月日

平成28年3月9日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第189号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ益田ショッピングセンター 島根県益田市常盤町4番38号外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社キヌヤ 代表取締役 領家 康元 島根県益田市常盤町4番38号

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 300台 (建物東側、建物北側隔地駐車場)

(変更後) 203台 (建物東側)

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 60台 (建物南西側及び南東側)

(変更後) 47台 (建物南側)

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 182.5平方メートル (建物西側及び北東側)

(変更後) 183平方メートル (建物西側及び北東側)

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 49.6立方メートル (3か所: 建物北西側、建物西側、建物北東側)

(変更後) 52.5立方メートル (1か所: 建物北西側)

オ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4か所

(変更後) 4か所 (隔地駐車場の1か所を閉鎖し、建物敷地駐車場の南側に1か所新設)

(4) 変更の年月日

平成28年11月8日

2 届出年月日

平成28年3月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター (益田市常盤町1番1号)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第190号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成28年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ウシオ大田店 島根県大田市大田町大田字下北代イ378番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社はたの産業 代表取締役 波多野 瑠璃子 島根県大田市大田町大田イ660番地13

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,159平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成28年 3月 8日

2 届出年月日

平成28年 3月 7日

島根県告示第191号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
邑智郡邑南町	平成24年度～26年度	47枚	1冊	日和4	平成28年 3月 8日
邑智郡邑南町	平成17年度～27年度	36枚	2冊	和田3	平成28年 3月 8日

島根県告示第192号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成28年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 免許年月日

平成28年 3月 3日

2 免許受人

島根県松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

隠岐郡隠岐の島町東町風早6番33から同21番を経て同町半崎15番6に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の各点を順次に結んだ線及び1の地点と53の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町488 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）

- 1の地点 基準点から143度02分35秒、818.45メートルの地点
- 2の地点 1の地点から206度47分20秒、39.49メートルの地点
- 3の地点 2の地点から206度27分12秒、74.80メートルの地点
- 4の地点 3の地点から201度10分50秒、59.46メートルの地点
- 5の地点 4の地点から220度58分23秒、16.09メートルの地点
- 6の地点 5の地点から278度49分54秒、2.81メートルの地点
- 7の地点 6の地点から295度24分37秒、5.32メートルの地点
- 8の地点 7の地点から25度26分04秒、0.23メートルの地点
- 9の地点 8の地点から74度30分20秒、1.55メートルの地点
- 10の地点 9の地点から22度38分43秒、7.49メートルの地点
- 11の地点 10の地点から19度34分36秒、5.60メートルの地点
- 12の地点 11の地点から109度51分56秒、0.87メートルの地点
- 13の地点 12の地点から23度47分23秒、4.38メートルの地点
- 14の地点 13の地点から86度19分43秒、2.75メートルの地点
- 15の地点 14の地点から24度18分22秒、1.10メートルの地点
- 16の地点 15の地点から24度33分21秒、5.26メートルの地点
- 17の地点 16の地点から23度19分33秒、5.38メートルの地点
- 18の地点 17の地点から21度46分56秒、6.63メートルの地点
- 19の地点 18の地点から24度11分54秒、5.75メートルの地点
- 20の地点 19の地点から32度52分01秒、0.44メートルの地点
- 21の地点 20の地点から16度06分33秒、6.20メートルの地点
- 22の地点 21の地点から286度44分14秒、0.29メートルの地点
- 23の地点 22の地点から20度54分29秒、3.91メートルの地点
- 24の地点 23の地点から21度07分26秒、6.48メートルの地点
- 25の地点 24の地点から289度11分45秒、0.98メートルの地点
- 26の地点 25の地点から24度07分16秒、0.15メートルの地点
- 27の地点 26の地点から26度08分27秒、6.64メートルの地点
- 28の地点 27の地点から5度36分12秒、2.98メートルの地点
- 29の地点 28の地点から5度13分08秒、2.76メートルの地点
- 30の地点 29の地点から5度55分09秒、2.24メートルの地点
- 31の地点 30の地点から255度17分51秒、3.75メートルの地点
- 32の地点 31の地点から346度17分54秒、6.52メートルの地点
- 33の地点 32の地点から14度06分18秒、4.85メートルの地点

- 34の地点 33の地点から111度58分42秒、1.99メートルの地点
 35の地点 34の地点から17度40分55秒、9.41メートルの地点
 36の地点 35の地点から292度42分21秒、6.70メートルの地点
 37の地点 36の地点から24度44分26秒、25.47メートルの地点
 38の地点 37の地点から24度55分12秒、5.64メートルの地点
 39の地点 38の地点から99度08分45秒、1.55メートルの地点
 40の地点 39の地点から34度35分32秒、1.55メートルの地点
 41の地点 40の地点から120度58分32秒、1.66メートルの地点
 42の地点 41の地点から129度33分32秒、4.73メートルの地点
 43の地点 42の地点から131度17分55秒、0.53メートルの地点
 44の地点 43の地点から48度56分14秒、28.45メートルの地点
 45の地点 44の地点から43度11分21秒、1.21メートルの地点
 46の地点 45の地点から26度28分23秒、6.96メートルの地点
 47の地点 46の地点から24度32分55秒、6.43メートルの地点
 48の地点 47の地点から357度42分03秒、0.80メートルの地点
 49の地点 48の地点から27度47分44秒、6.73メートルの地点
 50の地点 49の地点から29度25分16秒、7.15メートルの地点
 51の地点 50の地点から297度08分07秒、0.18メートルの地点
 52の地点 51の地点から23度49分26秒、11.33メートルの地点
 53の地点 52の地点から175度07分02秒、1.79メートルの地点

ウ 面積

2,373.89平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

隠岐郡隠岐の島町東町風早6番5から同21番を経て同町半崎11番に至る間の土地に接する無番地内及び地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びアの地点とコ'の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町488 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）

- アの地点 基準点から143度04分00秒、810.14メートルの地点
 イの地点 アの地点から103度51分01秒、11.43メートルの地点
 ウの地点 イの地点から193度53分43秒、6.57メートルの地点
 エの地点 ウの地点から122度04分13秒、44.97メートルの地点
 オの地点 エの地点から177度41分35秒、70.15メートルの地点
 カの地点 オの地点から183度56分25秒、40.03メートルの地点
 キの地点 カの地点から213度46分36秒、130.24メートルの地点
 クの地点 キの地点から291度17分23秒、66.09メートルの地点
 ケの地点 クの地点から9度25分00秒、45.64メートルの地点
 コの地点 ケの地点から295度33分20秒、9.76メートルの地点
 サの地点 コの地点から25度26分04秒、5.22メートルの地点
 シの地点 サの地点から74度30分20秒、1.55メートルの地点

スの地点 シの地点から22度38分43秒、7.49メートルの地点
セの地点 スの地点から19度34分36秒、5.60メートルの地点
ソの地点 セの地点から109度51分56秒、0.87メートルの地点
タの地点 ソの地点から23度47分23秒、4.38メートルの地点
チの地点 タの地点から86度19分43秒、2.75メートルの地点
ツの地点 チの地点から24度18分22秒、1.10メートルの地点
テの地点 ツの地点から24度33分21秒、5.26メートルの地点
トの地点 テの地点から23度19分33秒、5.38メートルの地点
ナの地点 トの地点から21度46分56秒、6.63メートルの地点
ニの地点 ナの地点から24度11分54秒、5.75メートルの地点
ヌの地点 ニの地点から32度52分01秒、0.44メートルの地点
ネの地点 ヌの地点から16度06分33秒、6.20メートルの地点
ノの地点 ネの地点から286度44分14秒、0.29メートルの地点
ハの地点 ノの地点から20度54分29秒、3.91メートルの地点
ヒの地点 ハの地点から21度07分26秒、6.48メートルの地点
フの地点 ヒの地点から289度11分45秒、0.98メートルの地点
への地点 フの地点から24度07分16秒、0.15メートルの地点
ホの地点 への地点から26度08分27秒、6.64メートルの地点
マの地点 ホの地点から 5度36分12秒、2.98メートルの地点
ミの地点 マの地点から 5度13分08秒、2.76メートルの地点
ムの地点 ミの地点から 5度55分09秒、2.24メートルの地点
メの地点 ムの地点から255度17分51秒、3.75メートルの地点
モの地点 メの地点から346度17分54秒、6.52メートルの地点
ヤの地点 モの地点から14度06分18秒、4.85メートルの地点
ユの地点 ヤの地点から111度58分42秒、1.99メートルの地点
ヨの地点 ユの地点から17度40分55秒、9.41メートルの地点
ラの地点 ヨの地点から292度42分21秒、6.70メートルの地点
リの地点 ラの地点から24度44分26秒、25.47メートルの地点
ルの地点 リの地点から24度55分12秒、5.64メートルの地点
レの地点 ルの地点から99度08分45秒、1.55メートルの地点
ロの地点 レの地点から34度35分32秒、1.55メートルの地点
ワの地点 ロの地点から120度58分32秒、1.66メートルの地点
ア' の地点 ワの地点から129度33分32秒、4.73メートルの地点
イ' の地点 ア' の地点から131度17分55秒、0.53メートルの地点
ウ' の地点 イ' の地点から48度56分14秒、28.45メートルの地点
エ' の地点 ウ' の地点から43度11分21秒、1.21メートルの地点
オ' の地点 エ' の地点から26度28分23秒、6.96メートルの地点
カ' の地点 オ' の地点から24度32分55秒、6.43メートルの地点
キ' の地点 カ' の地点から357度42分03秒、0.80メートルの地点
ク' の地点 キ' の地点から27度47分44秒、6.73メートルの地点
ケ' の地点 ク' の地点から29度25分16秒、7.15メートルの地点
コ' の地点 ケ' の地点から297度08分07秒、0.18メートルの地点

ウ 面積

21,448.19平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地、護岸用地、住宅用地

島根県告示第193号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称 木田5

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から20号までを順次に結んだ線及び標柱1号と20号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市旭町木田1800番4	1号から4号まで及び18号から20号まで
〃 1802番1	5号から8号まで
〃 1003番3	9号
〃 1001番	10号
〃 1000番	11号
〃 996番2	12号
〃 996番1	13号から17号まで

島根県告示第194号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称 今津2（追加）

2 土地の表示

平成7年島根県告示第202号（以下「告示」という。）で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱7号を結んだ線、標柱7号から15号までを順次に結んだ線、告示で指定した標柱2号と15号を結んだ線及び告示で指定した標柱1号と告示で指定した標柱2号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町今津西浜1471番3	7号及び8号
〃 1506番	9号及び10号
〃 1509番4	11号
〃 1509番5	12号
隠岐郡隠岐の島町今津西船655番5	13号
〃 655番1	14号

〃

656番 1

15号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年 3 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ひまり大庭店・パースデイ大庭店・店舗A・ドラッグストアウェルネス大庭店
島根県松江市大庭町宇竜谷土地区画整理事業3街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行 東京都中央区銀座八丁目13番1号
- 3 承継の年月日
平成27年10月1日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
松江土建株式会社 島根県松江市学園南二丁目3番5号
- 5 承継の理由
不動産売買による建物所有者変更のため
- 6 承継に係る店舗面積
579.20平方メートル
- 7 縦覧場所
松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

監 査 委 員 告 示

島根県監査委員告示第1号

島根県監査委員処務規程（昭和29年島根県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月18日

島根県監査委員 角 智 子
同 中 島 謙 二
同 錦 織 厚 雄
同 後 藤 勇

第8条第1項中「監査主任」を「企画員」に改め、同条第6項中「及び主幹」を「、主幹及び企画員」に改め、同条第7項中「監査主任、」を削る。

附 則

この告示は、平成28年 3 月18日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月18日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第4号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 携帯電話用装置等を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。

別表第2一般国道9号（玉湯バイパス）の項及び一般国道9号（出雲バイパス）の項を削り、同表一般国道54号の項の次に次のように加える。

一般国道184号	出雲市斐川町併川字神立486番1地先から出雲市渡橋町1250番地先まで
----------	-------------------------------------

別表第2主要地方道宍道インター線の項の次に次のように加える。

主要地方道 出雲大社線	出雲市高松町772番1地先から出雲市渡橋町765番1地先まで
-------------	--------------------------------

別表第2主要地方道仁摩邑南線の項の次に次のように加える。

一般県道 東出雲馬潟港線	松江市東出雲町出雲郷718番4先から松江市八幡町795番5先まで
--------------	----------------------------------

別表第2中 「市道 浜田361号線」 を 「市道 浜田348号線」 に改める。

様式第24号及び様式第26号中

「注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。」を

「教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。」

改める。

様式第27号中

「（不服の申立て）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。（※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができ

なくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)(※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)

備考

- 1 ※は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。
- 2 行政手続法(平成5年法律第88号)第27条第2項の規定により異議申立てをすることができない場合は、異議申立ての教示部分を削ること。

「教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第5号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和60年島根県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「がん具」を「玩具」に改める。

「

浜っ子まつりのある日の翌日

いずも大蛇祭り、平田まつり、ご縁祭りのある

別表特別な事情のある日の欄中	日の翌日	を
	益田まつりのある日の翌日	
	市民の祭り天領さん、ゆのつ温泉夏祭りのある日の翌日	

「

石州浜っ子夏まつりのある日の翌日
出雲神話まつり、平田まつりのある日の翌日
益田まつり、益田水郷祭のある日の翌日
天領さん、温泉津温泉夏祭りのある日の翌日

」

に、

「

江の川祭りのある日の翌日
七福神祭、大東七夕祭り、三刀屋天神宮夏祭り のある日の翌日

」

を

「

江の川祭のある日の翌日
きすき夏祭り、大東七夕祭り、三刀屋天満宮例 大祭のある日の翌日

」

に、

「

石川祭りのある日の翌日

」

を

「

ええなあまつりかわもとのある日の翌日

」

に、

「

しげさ祭りのある日の翌日

」

を

「

島まつりのある日の翌日

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県公安委員会審査請求手続規則をここに公布する。

平成28年 3月18日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第6号

島根県公安委員会審査請求手続規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(審理官)

第3条 島根県警察本部長（以下「本部長」という。）は、公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁（法に規定する審査庁としての公安委員会をいう。）が行う審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる島根県警察本部の職員のうちから審理官を指名するとともに、その旨を審査請求人に対し書面により通知するものとする。ただし、法第24条の規定により

当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- 2 本部長が前項本文の規定により指名する者は、次に掲げる者以外のものでなければならない。
 - (1) 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
 - (2) 審査請求人
 - (3) 審査請求人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
 - (4) 審査請求人の代理人
 - (5) 前2号に掲げる者であった者
 - (6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - (7) 利害関係人
- 3 本部長は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る第1項本文の規定による指名を取り消さなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審査請求に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 行政庁の処分又は不作為についての公安委員会に対する不服申立てであって、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第27号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成28年3月18日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
空港保安警備業務 1 級	学科試験	平成28年6月16日（木）午前9時30分から午前11時まで	15人程度
	実技試験	平成28年7月23日（土）午前8時30分から午後5時まで	
空港保安警備業務 2 級	学科試験	平成28年6月16日（木）午前9時30分から午前11時まで	15人程度
	実技試験	平成28年7月9日（土）午前8時30分から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（空港保安警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務 2 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成28年5月16日（月）から同月20日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 空港保安警備業務 1 級検定

(7) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

(4) 添付書類

- a 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通
- c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通
- d 4 の(1)の ア に該当する者にあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書 1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4 の(1)の ア に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各 1 通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。
- e 4 の(1)の イ に該当する者にあつては、1 級検定受検資格認定書の写し 1 通

イ 空港保安警備業務 2 級検定

(7) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

(4) 添付書類

- a 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通
- c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

(4) 検定手数料

16,000 円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0852-26-0110 内線 3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。